

地域における保健師の保健活動について

(平成25年4月19日付け 健発0419第1号)

局長通知一本化

現行の局長通知、課長通知、保健指導官事務連絡の3部構成から、局長通知（平成25年4月19日付け 健発0419第1号）一本とし、その別紙を、「地域における保健師の保健活動に関する指針」とした。

保健師の保健活動の基本的な方向性の整理

平成15年の総務課長通知においても「一般的留意事項」として5つの項目が示されていたが、今回の見直しに当たっては、地域における保健師の保健活動に関する検討会での議論も踏まえ、所属する組織や部署にかかわらず、保健師として活動する際に、共通して押さえておくべき事項を10項目に整理した。

地区担当制の推進や統括的な役割を担う保健師等の明示

分野横断的に地域全体を把握するための地区担当制の推進や、保健師の保健活動の総合調整等を行う統括的な役割を担う保健師の配置や位置付けについて明示した。

福祉分野及び介護保険の各領域への吸収

福祉分野等への保健師の活動領域の拡大等を踏まえ、福祉分野及び介護保険の独立した項目を削除し、各領域別の留意事項に溶け込ませた。

 各自治体におかれては通知を参考に、地域における保健師の活動の方向性等を改めて検討いただきたい。

「被災地への保健師の派遣の在り方に関する検討会」報告書

◆被災地都道府県内における保健師の派遣の要請・受入れに関する各機関の役割

厚生労働省

- 派遣要請の規模等について被災地都道府県へ助言
- 被災地都道府県の派遣のあつせん要請に基づき、派遣元自治体へ照会、派遣調整の協力
- メーリングリスト等を活用した被災状況等の情報発信

被害が甚大な場合

被災地都道府県(本庁)

- 派遣要請に関する意思決定
- 派遣に関する厚生労働省との協議・調整
- 県内の保健所や市町村との連絡・調整
- 派遣元都道府県との受入れ等に関する連絡調整や被災情報の伝達
- 派遣保健師の受入れ方針の策定、見直し
- 派遣受入れ終了の意思決定

連携

連携

被災地保健所

- 管内被災地市町村への関わり
 - ・保健師等を派遣（情報収集や課題の分析）等
- 都道府県の本庁への情報提供
 - ・保健・医療・福祉ニーズの実態と課題 等
- 被災地での派遣保健師の受入れに関する具体的調整
 - ・オリエンテーションやミーティングの開催 等

本庁に付加される役割

- 被災地市町村と連絡調整
- 被災地市町村へコーディネーターを派遣

保健所の対応

- 被災等のため機能できない場合は、被災地都道府県の本庁へ連絡

連携

市町村に付加される役割

- 被災地都道府県(本庁)へ派遣要請依頼、状況報告
- 受入れ等の具体的なコーディネート

連携

被災地市町村

- 都道府県の本庁へ保健師の応援・派遣を依頼
- 管轄保健所（→都道府県本庁）へ情報発信・提供、連携
- 管轄保健所と共に、派遣保健師の受入れに関わる具体的調整を実施
- 派遣保健師等の活動の指示及び取りまとめ、業務の整理

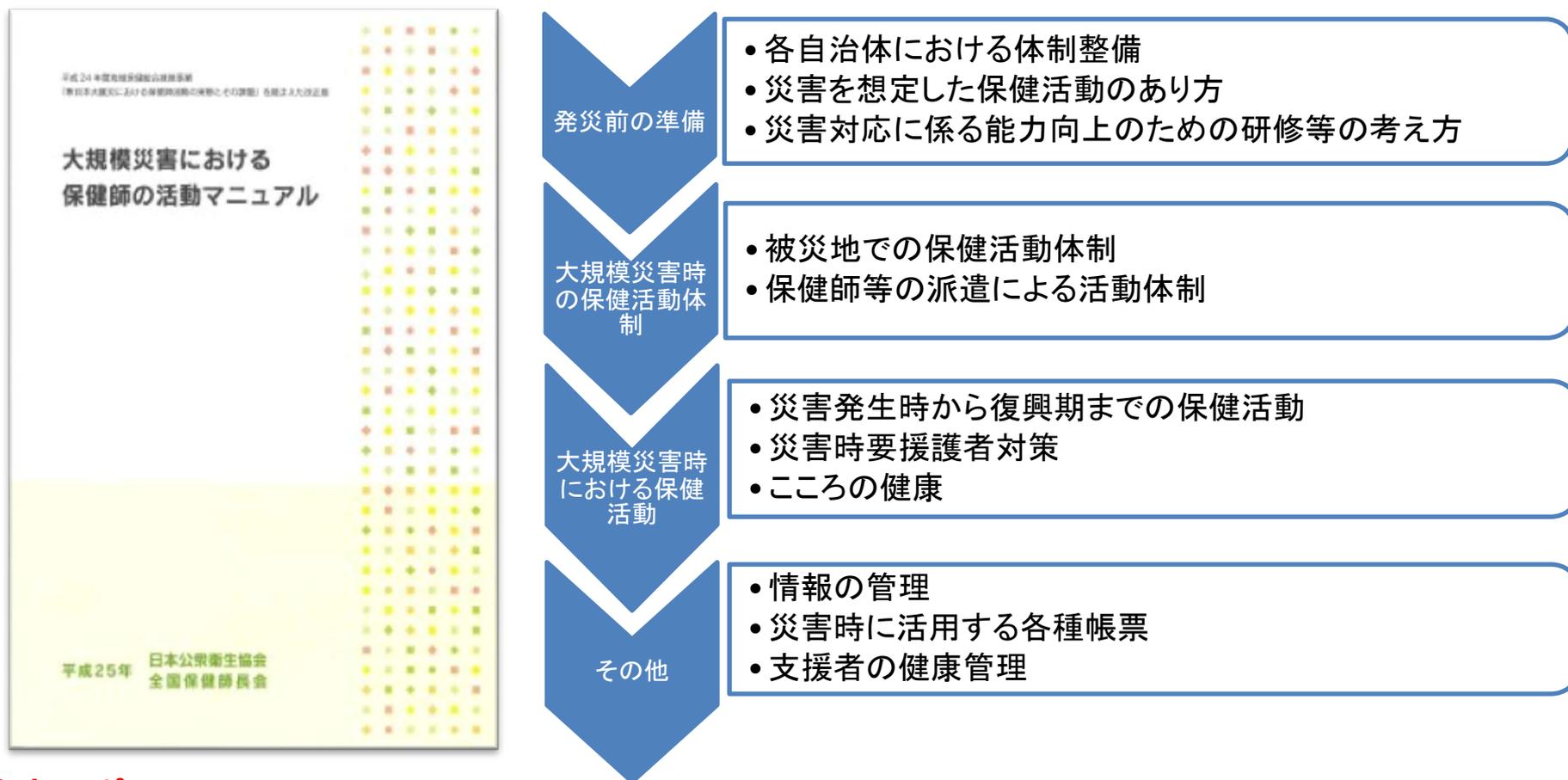
災害発生時には、各機関はそれぞれと連携をとりながら、白い枠内の役割を担うことが求められる。

【被害が甚大で保健所が機能できない場合】
都道府県の本庁と市町村は、通常の役割に加えて「付加される役割」を担い、要請・受入れ体制を強化する。



大規模災害における保健師の活動マニュアル

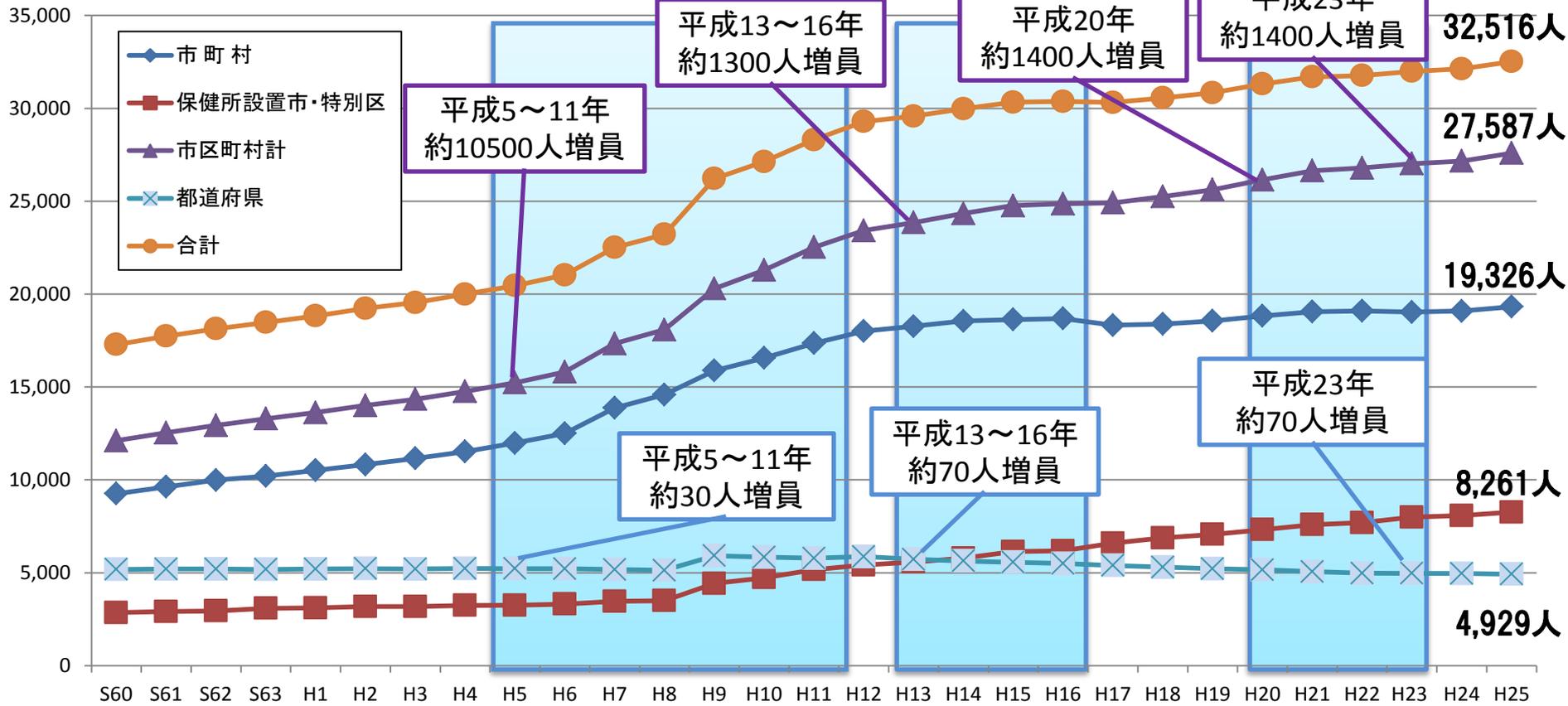
平成18年3月発行「大規模災害における保健師の活動マニュアル」を東日本大震災を踏まえ改訂。



改定のポイント

- 平常時を発災前と位置づけ、全国の自治体で行うべき公衆衛生看護活動を提示。
- 現任教育について平成23年2月発行「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」と連続性を持たせ充実。
- 介護サービスや福祉サービスとの連携について加筆。
- 災害のフェーズに復興後期を追加。
- 大都市災害について加筆。
- 保健師が災害時に活用する健康相談票等の帳票を全国で統一して使えるものに改定。

保健師の配置と地方交付税措置について



	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市町村	9,256	9,628	9,990	10,206	10,520	10,826	11,158	11,525	11,982	12,502	13,876	14,586	15,881	16,560	17,358	18,007	18,272	18,555	18,628	18,686	18,325	18,387	18,556	18,831	19,051	19,097	19,031	19,089	19,326
保健所設置市・特別区	2,852	2,906	2,945	3,084	3,108	3,181	3,180	3,241	3,252	3,311	3,459	3,500	4,421	4,731	5,166	5,412	5,579	5,786	6,140	6,180	6,592	6,870	7,064	7,321	7,590	7,697	7,991	8,076	8,261
市区町村計	12,108	12,534	12,935	13,290	13,628	14,007	14,338	14,766	15,234	15,813	17,335	18,086	20,302	21,291	22,524	23,419	23,851	24,341	24,768	24,866	24,917	25,257	25,620	26,152	26,641	26,794	27,022	27,165	27,587
都道府県	5,180	5,206	5,202	5,184	5,201	5,222	5,204	5,228	5,223	5,215	5,174	5,132	5,915	5,840	5,783	5,871	5,728	5,636	5,565	5,503	5,397	5,304	5,220	5,160	5,058	4,975	4,972	4,959	4,929
合計	17,288	17,740	18,137	18,474	18,829	19,229	19,542	19,994	20,457	21,028	22,509	23,218	26,217	27,131	28,307	29,290	29,579	29,977	30,333	30,369	30,314	30,561	30,840	31,312	31,699	31,769	31,994	32,124	32,516

出典：H7年までは保健婦設置状況調査、H8年は保健所運営報告、H10年は全国保健師長会調査、H9年、H11-20年は保健師等活動領域調査、H21-24年は保健師活動領域調査

保健師の配置について

平成25年度地方交付税措置人数(試算)と実人員(平成25年度活動領域調査)との比較
(人)

	交付税措置人数(試算) A	活動領域調査 B	差 引 (A-B)
道府県分	6,889	4,882	2,007
市町村分	25,178	24,119	1,059
合計	32,067	29,001	3,066



地方交付税による措置人数が実人員数を大きく上回っている

各自治体におかれては、住民に効果的かつ質の高い保健福祉サービスを提供するため、中長期的な視点に立った人員配置計画を策定し、必要な人員の確保に努められたい。
人員の確保に当たっては「保健師の確保方策に関する事例集作成検討会報告書(平成19年地域保健総合推進事業)」も参考にされたい。

生活衛生対策について

健康局生活衛生課

生活衛生関係営業の活性化・振興について

平成26年度予算案、平成25年度補正予算案
及び平成26年度税制改正案

都道府県・生活衛生営業指導
センターにおける関連施策

予算

- 生活衛生関係営業対策事業費補助金:10億円
 - ・衛生水準の確保・向上事業
 - ・生活衛生関係営業地域活性化連携事業
 - ・生活衛生関係営業経営基盤強化事業
- 被災した生活衛生関係営業者への支援:0.7億円

- ✓環境衛生監視員の監視指導の計画的実施
- ✓組合員への衛生情報の周知に係る生活衛生同業組合の活用
- ✓自主管理点検表の活用・普及

融資

- 貸付計画額 :1,150億円
(日本政策金融公庫補給金:18.8億円、出資金7.7億円(補正予算関係))
- 貸付制度の拡充
 - ・振興事業貸付の特別利率適用設備の拡充(理・美容業の送迎・訪問用車両)
 - ・生活衛生関係営業経営改善貸付の拡充(貸付限度額を2000万円)
 - ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援(補正予算関係)

- ★生活衛生水準の維持・向上
- ★生活衛生関係営業の振興、活性化、基盤の安定

税制

- 交際費課税の見直し
 - ・飲食のために支出する費用の50%の損金算入
 - ・中小法人に係る特例措置の延長(800万円まで全額損金算入)
- 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長
- 旅館・ホテルの建物に係る固定資産評価の見直し
- 中小企業投資促進税制の拡充・延長
- 少額減価償却資産に係る損金算入の特例措置の延長 等

- ✓新規開設者等への生衛法や組合等に関する情報提供の推進
- ✓都道府県生活衛生営業指導センターの積極活用、経営指導員・経営特別相談員の相談・指導の充実

生活衛生関係営業対策事業費補助金

26年度予算案 [25年度予算]
1,000百万円 [797百万円]

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進し、地域活性化を推進する。

新 衛生水準の確保・向上事業 52百万円

衛生水準の確保・向上を図るため、衛生情報の提供や営業者による自主管理点検等の取組を推進する。

新 生活衛生関係営業地域活性化連携事業 141百万円

本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者の連携のもと、各事業者の特性を活かした健康づくりや生活支援等のサービスの実施を推進する。

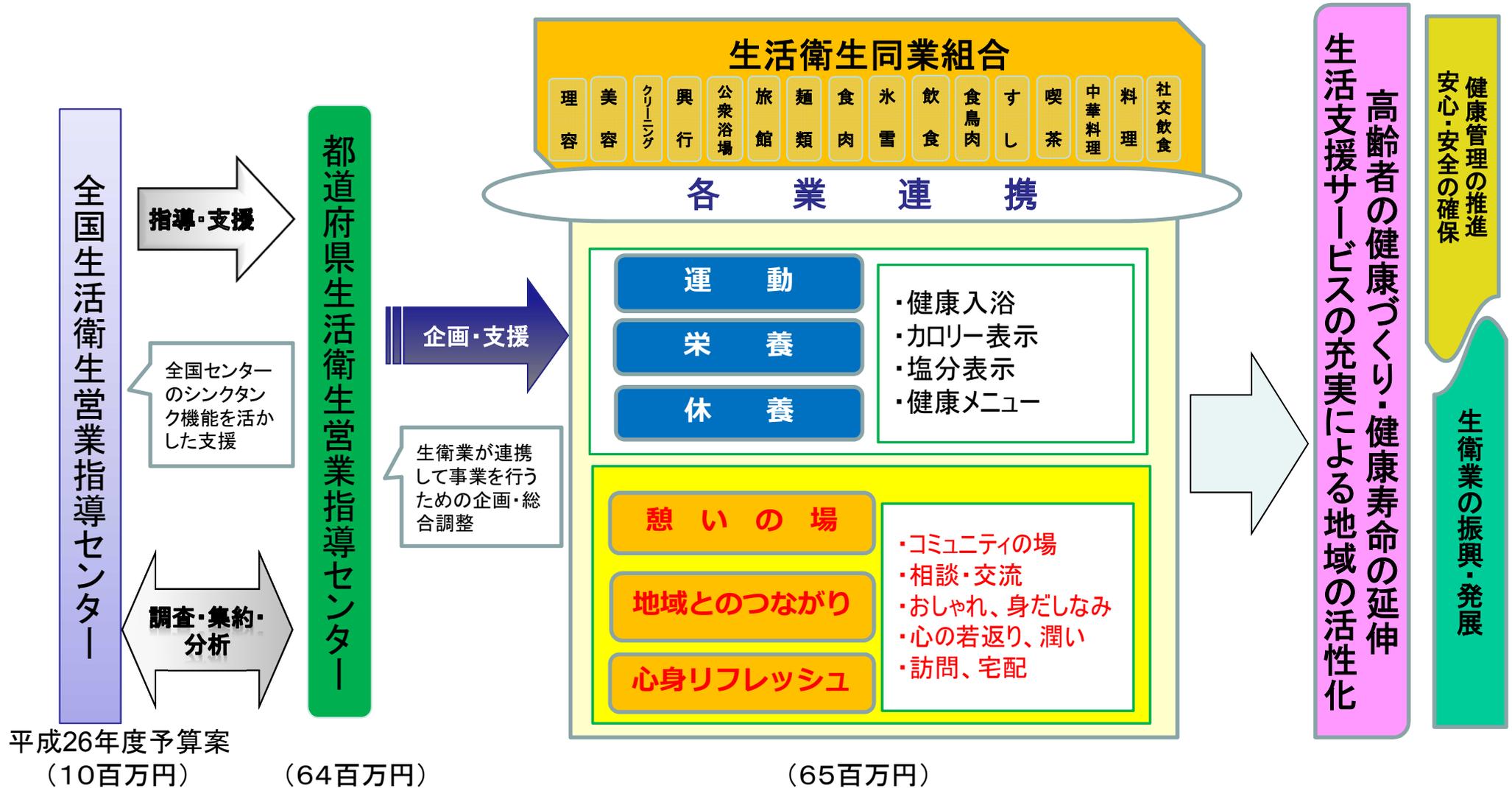
新 生活衛生関係営業経営基盤強化事業 38百万円

小規模事業者・中小企業対策として、生活衛生関係営業者が経営環境等の変化に適切に対応できるよう、相談・支援体制を整備し、生活衛生関係営業者の経営改善や事業活性化等の支援に取り組む。

生活衛生関係営業地域活性化連携事業

平成26年度予算案
(141百万円)

本格的な高齢化社会に向けて、生活衛生関係事業者の連携のもと、各事業者の特性を活かした健康づくりや健康寿命の延伸、高齢者の生活支援等に係るサービスの実施を推進する。



生活衛生関係営業者の資金繰り支援（平成25年度補正予算関係） （株）日本政策金融公庫への政府出資金

生活衛生関係営業における投資促進や基盤強化のため、（株）日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

事業概要

平成25年度補正予算案額：7.7億円

- 設備資金貸付利率特例制度の創設
✓ 耐用年数超の設備に係る大規模な投資の資金について金利の引下げ
- 生活衛生関係営業の創業支援等の充実
✓ 女性・若者・高齢者の創業時や事業承継時の資金について金利の引下げ
- 生活衛生セーフティネット貸付の拡充
✓ 経営環境変化資金・金融環境変化資金の金利の引下げ
- 生活衛生関係営業の耐震化支援
✓ 耐震診断の資金について金利の引下げ
✓ 耐震改修の貸付制度の拡充（貸付期間の延長等）
- 第三者保証に係る融資の見直し
✓ 新創業融資制度の拡充（上乘せ金利の引下げ）
✓ 無担保特例（第三者保証人不要融資）制度の拡充（上乘せ金利の引下げ）
※個人の第三者保証は原則徴求しない取扱いとする。

生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について

(平成25年7月31日厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

✓ 生活衛生同業組合の意義

- ・ 生衛法に基づく衛生水準等を使命とする組織
- ・ 衛生行政の社会的基盤（ソーシャルキャピタル）
- ・ 同業者のネットワーク
- ・ 全国的連帯（東日本大震災における被災地支援等）
- ・ 地域コミュニティの再生・強化に資する社会的活動

■ 衛生確保の効果的な推進

営業者の自主的取組み、組合の活動との連携、ネットワークの活用といった手法を重層的に組み合わせ

お願い事項

○各地方公共団体におかれては、貴管下の保健所等の機関も含め、改めて、衛生確保等に関する生活衛生同業組合の役割や活動に関してご理解をいただき、引き続き、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえ、管下の事業者に対し生活衛生同業組合に関して情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関してご配慮をよろしくお願いします。

広域火葬計画の策定と広域火葬体制について

(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)

1 趣旨

広域的な観点からの災害時における遺体の円滑な火葬の支援

2 広域火葬計画の記載内容

- ①基本方針、②実施体制、③被災状況の把握、④広域火葬の応援・協力の要請、⑤火葬場の選定、⑥火葬要員の派遣要請及び受入、⑦遺体保存対策、⑧遺体搬送手段の確保、⑨相談窓口の設置、⑩災害以外の事由による遺体の火葬、⑪火葬状況の報告、⑫火葬許可の特例的取扱い、⑬引き取り者のない焼骨の保管

3 広域火葬体制の整備

- ①現状の把握
火葬場の所在地、火葬炉数、使用燃料等(火葬能力、職員の配置状況等の調査)
- ②広域火葬実施のための組織
- ③相互扶助協定の締結
- ④遺体保存のための資機材等の確保
災害時に利用する遺体安置所、棺、ドライアイス等の確保、作業要員の確保(関係事業者との協定の締結)
- ⑤遺体搬送手段の確保
火葬場までの搬送手段の確保、搬送経路等の検討(関係事業者との協定の締結)
- ⑥情報伝達手順の確立

※ 計画に係る訓練、研修点検等の実施